

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月16日(火) 15時～16時45分
2. 開催場所 京都府宮津市宇小田宿野 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔  
副会長 佐々木 新一郎  
委員 池田 香代子  
委員 八木 一弘  
委員 岡田 政義  
委員 嶋崎 豊  
委員 川崎 芳彦  
委員 狩野 安徳  
事務局 局長 井谷 匡志  
次長 宮嶋 俊明  
副主査 堀井 理沙  
京都府水産課 課長補佐 井上 太郎  
京都府水産事務所 課長 戸嶋 孝  
課長補佐 西垣 友和  
技師 水谷 昂栄
4. 議事事項と結果
  - 第1号議案 京都府資源管理方針の一部改正について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。
  - 第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。
  - 第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。
  - 第4号議案 京都府個人情報保護条例施行規程の改正について

…改正案のとおり議決した。

第5号議案 次期委員会への申し送り事項等について

…原案のとおり次期委員会に申し送ることを議決した。

5. 議事  
井谷局長

委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては年度末のお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。最近、委員会もそうですけれども、会議に出るとコロナの話ばかりを冒頭でしているような有様でいい加減嫌になってきたところでございますが、非常事態宣言が出まして魚の、特に価格が気になって見ているところなんですけれども、2月につきましては京都府の漁獲、単価という面でいくと漁獲量が非常に少なかったというのもあって例年より上がっているぐらいで、昨年4月にドンと下がったというようなことは見られていないということで、2月については一安心したなというところでございます。ただ、この時季はカニが気になるんですが、カニにつきましては非常に出漁日数が少ない。例年の半分くらいしか漁に出られていないということで、漁獲量については非常に低いもの、例年の半分ぐらいだということでございます。ただ、単価は例年よりかなり良いということで、そこは若干助かっているのかなというような感じを受けております。今後も緊急事態宣言、東京の方でも解除されるよう言っておりますので、だんだん持ち直してくるかと思えますけれども、引き続き京都府でも注意して見ていきたいという風に考えております。

本日は第21期の京都海区漁業調整委員会、最後の委員会となります。委員の皆さまにおかれましては長い間、海面の综合利用や漁業調整にご尽力いただきましてどうもありがとうございました。また、事務局もかなり不手際などあったかと思えますけれども温かい目で見てください、きっちり議論を進めていただいたということで非常に感謝しております。事務局を代表してお礼申し上げます。

なお、本日の委員会につきましては、信漁連の理事会と重なったということで、開催を15時からと少しイレギュラーな形でさせていただきました。京都府では緊急事態宣言は解除されましたけれども、知事も申しておりますとおり感染のリバウンドというのを非常に警戒するようということで、本日の委員会の開催にあたりましては市町担当者の出席の

自粛をお願いして会場の密度を低くすることとさせていただいております。また、誠に恐縮ですが、座席間に衝立を立てているということもありますので、これまでと同様に発言の際にはマイクを用いていただきますよう重ねてお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、只今から第20回京都海  
区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日は益田委員、吉本委員がやむを得ない事情でご欠席されております。従いまして出席委員は8名となりますけれども、委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。それではここからは神田会長の議事進行でお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

神田会長

皆さまこんにちは。今、事務局長からありましたように今期最後の委員会になるということがございます。そして今年は何と言ったって70年ぶりの漁業法の改正があったということもあって、今年度末にかけても本当に多くの委員会を開催させていただいております。本日の議題も漁業法の改正に伴っていろんな改正等をやってきましたのでそれに関連したものがたくさんございます。非常に時間的には窮屈なんです。本日5つの議題と報告事項が1点ございます。第1号議案は「京都府資源管理方針の一部改正について」でございますし、それから第2号議案は「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」、そして第3号議案「知事許可漁業における制限措置等について」でございます。特にこの3つについては知事からの諮問事項でございますので、これについては今日中に答申向けにご審議を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただきたいと思っております。池田委員様、川崎委員様、お二人にお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは次第に従って進めさせていただきたいと思っております。まず第1号議案の「京都府資源管理方針の一部改正について」でございます。これについては京都府の方から諮問内容等々について説明をお願いしたいと思います。

井上課長補佐

(資料1-1～1-3に基づき説明)

神田会長

ありがとうございました。只今、資源管理方針の一部改正について説明がございましたけど、これについて何かご質問なりご意見、どなたからでも結構でございますので。今回も事前にお手元に資料が届いてなかったんじゃないかと思えますので、全部に目を通すのはなかなか大変だと思いますけど、改正のポイントは最初にあった3点が中心ですので、これについて何かご意見なりご質問ございましたら。

八木委員

漁船漁業で太平洋となっていますけど、これは太平洋側で獲って、例えば静岡で水揚げしたと。これも全部属人で管理するんですか。属地ではなしに。どうなんですかその辺りは。太平洋で揚げたものを京都府の枠から配分するというのは少しおかしいんじゃないんですか。

神田会長

府の方からどなたかその辺りについて、この配分の考え方を含めて状況を説明していただけませんか。

井上課長補佐

八木委員さんの言われることもよくわかるんですけども、私たちの方も離れた海域で、京都府ではない海域で揚げられたり、京都府の目の届かないところで揚げられていたりということですので、国にもそのことも言ったんですけども、くろまぐろは今のところ原則属人主義でいくと。今回のようなケースは京都府の他に5県ほどあるんですけど、原則、今のところ属人主義で管理をしていくことを考えていますというような回答を得ております。

八木委員

属人にしないといけないという漁業法上の問題があるんですか。

井上課長補佐

漁業法とか書かれたものではないんですけども、今のところ水産庁の方針として属人主義でいきますということを聞いております。

八木委員

属人じゃなく属地にしてもらわないと。定置だってほとんど逃がして逃がしてしないといけないような枠の状況の中で、いっぱい獲るんでしょう。そうすると、属人でするんじゃないに、属地管理にしてもらわないとこの太平洋側の関係は。どうです京都府さん。

嶋崎委員

そのとおりだと思います。八木さんの言うとおりの。やっぱ

りそこは攻めてもらわないとあかんことだと思います。水産庁がそう言うてるだけではすまないと思います。京都府としてはこういうことをやっぱり押し出していくべきだと思います。

神田会長            ちょっとすみませんが、事務局長の方からこの関係について。

井谷局長            言っていることは尤もだと思いますが、私たちの方も資源管理をするという意味でいったら太平洋側と日本海ごっちゃにしたらおかしいんじゃないかという思いもあります。ですが現行の制度上、属人管理ということになっておりますので、それは現状ではやむを得ない。例えば青森の船が北海道沖で獲ったりということは非常に多いので、現状ではやむを得ない、制度上はやむを得ないという気があるんですけども、そこは制度を変えていかないとどうにもならないと思いますので、京都府からも政策提案といって国へ物申す機会などもありますので、その場を通じておかしいんじゃないかということは言い続けたいと思っていますところ です。

嶋崎委員            K T 番号をやらないほうがいいんじゃないか。

八木委員            昔みたいに陸揚げ地がどこだという指定があるなら属人でも構わないだろうけど、最終的には。だけどそれがない。登録番号は京都府という中で、ちょっとこれは。枠がたくさんあって毎年余っているぐらいのことならいいんですけど、足りない足りないということで逃がして逃がして、それでもまだ獲ったらあかんというような枠しか京都府には配分されてないでしょう。かわいそうですよ京都府の漁業者が。国からあかんと言われたらしょうがないけど、希望としては属地です。

神田会長            確かにいろんなご意見があると思うんですけど、今回の場合、まず議論の一番の大きな変更点が管理をどうするかということで、それでいろんな仕組みが成り立ってきていますんで、このメリットといたらおかしいですけど、こういう問題もあるけど、こうすることでというのを事務局の方からもう少し説明を。

井谷局長

一つは太平洋側を分けて管理しないと京都府の漁業者にまで採捕停止命令がかかってしまうということで、そこは絶対分けて、太平洋側の人が獲り過ぎたとしたら太平洋側の人だけで処理をしてくださいということは言っていかなければいけないということで、太平洋の枠は分けてあります。先ほど八木委員言われたように、太平洋の枠を作るのかどうかということも現行の制度上、太平洋で獲ろうがどこで獲ろうが京都府の漁業者、京都府に住んでおられる漁業者、これは組合員・非組合員に関わらず獲られた分は京都府の枠に積み上がってくるというのはこれは制度上の話で変えようがありません、現在のところ。それは別途、政策提案等で物申していくという話ですし、あとはその中でどうやって太平洋側の人を管理しようかということで相談させていただいた結果、ある程度枠を与えてその中で管理をしてもらおうと。枠を超えるようだったら翌年の漁獲量から差し引くなり、それもなくなればもう退場ということで、こういうような格好で制度の下で管理していかざるを得ないのではないかとということでございます。

神田会長

ちゃんと仲間に入れておいて、その中でしっかりと管理をしていこうという考え方ということですので。確かに全然、京都の人であったって京都で漁をやっているわけではないのでなかなかイメージ的にピンとこないんですが、こういう枠の中で仲間に入れておくということで、もし何か管理、これに抵触するようなことがあったら翌年にいろんな形でペナルティを課すということ等々ございますので、まず野放しにさせないということで、ちゃんとやっぱり府の管理の中に入れておこうという思いだろうという風に思います。確かに各委員さんからご質疑があるようにおかしいなと私自身も思いますけど、今の現行制度ではやむを得ないのかなと。だから早く、先ほど事務局長からあったように実態にあった形で許可の考え方、国がまず変えてもらわないことには話になりませんので、引き続き府の方にいろいろと国との関係についてはご尽力いただくということでこの問題は締めたいと思いますが、他にご意見ございませんか。

八木委員

属人ですということになるとすると、その分はおそらく国が配分する時に、京都府にこの分だけをプラスしたというようなことにはならないんですか。

井上課長補佐 現行では今までの実績ですので積み上がってこないんですけど、今回のように枠を与えてある程度漁獲を積んでいけば実績というのが出てきまして、数年後にはその方の分が積み上がっていくようなことになってございます。

神田会長 まずは実績を見ながらと。実績をということ、今のところ初めてなので、今の枠の中でということですが。

八木委員 なんでも一番最初が大事なんじゃないんですか。

川崎委員 枠が決められているのに実績なんて。その枠までしか獲れないんだから積み上げることはできないんじゃないんですか。枠をオーバーしたらあかんのですから。

井上課長補佐 当初はこのような形になっているんですけど、くろまぐろにつきましては融通とか譲り受けだとか、枠が増えていくというようなこともありますので、獲る機会が増えていくということは最後には自然と実績が積み上がっていくということもあると思います。

狩野委員 この太平洋側ですか、この人がやられて京都府としては何かメリットですね、今のところデメリットしかないように思うんですが、こういう良いところがあるからそういうことをしますよということ言ってもらわないと。水産庁にしてみたら京都府は「はいはい」と言うことを聞くからと。この辺りの傾向は非常に心配になってきます。

井上課長補佐 メリットといいますと、今回初めて枠を与えるということでとりあえず枠を守っていただいて獲ってもらうと。ルールを守っていただくということを考えております。枠がなければ制限というようなものがなかなか加えにくいということで、先ほども申しましたように枠を作って、京都府の漁業者として管理をしていって、違反とかそういうものがあれば停止したり、先ほど事務局長も言われたように退場してもらうとかそういったこともできますので、枠を与えてこの人はどうなのかということ様子を見るということもありますので、とりあえず枠を与えて管理をしていきたいなと思っております。

井谷局長 すみません、何か2つのことが少しごっちゃになってしま

っていると思います。1つは制度の話ですね。太平洋も一緒になってやるのかということですが、これは現行やむを得ないです。制度上そうなってしまうので。それについては京都府からも国へ申し入れをしていきたいと。おかしいんじゃないか、制度をなんとか属地に、太平洋側で獲られても京都府がきちんと管理できるわけではありませんし、京都へ水揚げしているわけではないので、その辺かなり難しいところがあるということで、そこはきちんと国に言うべきことは言っていかなければいけないと思っています。一方で、枠を与えるということにつきましては、枠を与えないでやると、やむを得ない混獲だということで、死んだものが揚がってきましたということで積み重ねていかれると収拾がつかなくなります。京都の他の枠まで、定置なんかの枠まで喰われていくということが考えられますのでそれは絶対に避けたいと。ある程度の枠を与えてこの中で絶対管理しなさいと。管理できなかつたらもう止めさせますと、こうきちんと制度の中で管理をしていくということが必要だと思っています。そこから出られてアウトロー的なことになってしまうと、もう全然何もできなくなりますので、そこは最小限の枠を与えて、混獲分を含めてこの枠の中に収めなさいと。それを超えた場合は先ほども言いましたように翌年から差し引くなり止めてもらうというようなことで管理をしていくということが最善なのかなと思っています。

西垣課長補佐

今、狩野委員の方から管理に組み込んでいくメリットというお話がございましたが、はっきり言ってどのようなメリットがあるかということになってきますが、1つ考えてきましたのが、これまで京都府の漁業者の皆さん、非常に京都府漁業協同組合という一つの組織の中で皆さん頑張って管理をしていただきまして、京都府としましても漁協さん、漁業者、定置協会さん等に管理を非常にお願いしてきた部分がございます。非常に皆さまのご尽力によりまして、くろまぐろ資源管理、大変なご苦勞をかけ、労力を払っていただきながらも何とか枠はこれまで守れてきたということで進んでいるところです。ただ、今後、漁業法も改正をされまして、京都府漁業協同組合ではない方につきましても漁業に参画されることが進んでいきます。更には、そのような新しく漁協に所属しないような漁業者の方々が出てきた際にも資源管理というものはきちり取り組んでいただく必要があるという、そういうような状況も出てくると思われます。その



ような流れがある中で、京都府としましても今後増えてくる可能性の否定はできない、組合員じゃない漁業者についてどのように資源管理に組み込んでいって京都府全体の枠を守っていくのかというところは非常に重要な課題だと思っております。今回がまさにその第一例目ということでお話がありました。先ほど嶋崎委員の方からKT番号の話があったんですが、そこについても漁船登録をする際には十分検討をして登録を拒否する要件がないということでKT番号を与えるということになりました。では、その次の段階として漁業を営まれる際にはしっかりと資源管理に取り組んでいただくということを考えてきました。その中で、過去の実績に応じて漁獲枠が配分されておりますので、新規参入の方に配分する枠はないというご意見も漁協さん等からいただきました。確かにそういう一面もありますが、そのことだけによって果たして新規参入される方の権利を奪ってしまうことが京都府として公平なのかというところも問題として出てきました。その辺りの公平性も考えまして、京都府としては一定の枠を切り分けて管理をしていくと。枠を切り分ける際にはこれまで頑張ってきた定置漁業者の方への配慮ももちろんさせていただきまして、定置漁業の枠等を大幅に切り込むようなことなく、次の諮問にも関係するんですが、定置漁業の方等への配分については切り込まないということで、これまで京都府で留保していた分から少し切り分けてやっていたかというような配慮もさせていただきながら、京都府としてもそのように新たに出てきた人をいかに管理に上手いことやってもらえるようにしていこうかと、まさに挑戦的に進んでいるところですので、そういう考え方についてもご理解をいただければ大変有り難いと思っております。

八木委員

留保を使ってもらわんじゃなしに、どこかから貰ってきてもらわないと。

西垣課長補佐

その点についても漁協さんのお話の中でもいただきました。ただ、過去の実績に応じて配分されておりますので、新しい人が出てきたからその分を水産庁からくださいというところがなかなか水産庁に聞き入れてもらえないところになります。それじゃあ新しい人は枠の配分が受けられない、全然実績が今後も積んでいけないということであれば、非常に不公平な状況が続くことと、先ほど事務局長から話がありましたようにやむを得ない漁獲、死魚の漁獲、これが進んで

しまうことも懸念されますので、少しずつではありますが、管理を試してもらおうという意味合いも込めて少しの枠を設定して、その中で実績を積んでいただき、国からはその実績に応じた配分を将来的には勝ち取っていくと。その分につきましては、もちろん定置漁業者の方は定置漁業者の方の実績に応じた配分がされますということで、実績配分ということに将来的にはなっていくのかなど。その辺りを目指していきたいと思っているところです。

神田会長

ありがとうございます。他に何か、特にどうしてもここはということはどうでしょうか。

狩野委員

もう少しそのやられる方ですか。どんな方がやられるのか知りませんが全体像的なものが見えてこないわけです。私が先ほど言ったのはそういう新規参入者がどんどん増えることは、京都府に住所をおいて漁業を京都府の沖合でやる可能性があるならいいですけど、それが違うところで獲るということになるとですね、物の考え方が管理できなくなるというか、これが全国の一例か二例か、それともどこでもあることなのかはわかりませんが、これが全国でこういう格好になってくると、どこでどういう枠を与えるのか。今回どんなケースか知りませんが、また新たに出てきて新たな枠を作っていないといけない格好になりつつあるんじゃないか、これを認めるということになると。これが10件、100件になってくると物の考え方ですね。把握度合いも制度についても。今この時点からある程度先を見越して考えていかないと、物事が進んでいかないような気がします。ここを間違えると多くの漁村が危ういような状況になってきているというような気がするんですけど、今回のバックがよくわからないので。

神田会長

只今の狩野委員さんからの心配事について京都府の方から。

井上課長補佐

先ほど少し触れさせていただいたんですけど、国では今、こういった方を把握されておりまして、京都府からも情報を上げております。今、5県ぐらいがこういうことになっているということで、先ほど事務局長も言いましたけれども要望をしていってというようなことで、拡大していくようでしたら国も他の手立てを考えていくということをお仰られていましたけど、今のところレアケースというようなことも仰られ

ていましたので、狩野委員さんが心配されているように拡大していったりというようなこととか、深刻な問題になっていて要望をしていくということをするれば変わっていくのかもしれない。

戸嶋課長

狩野委員の言うことは非常に尤もなことですし、今後、京都府の漁業を考えていく上ではやはり避けて通れないといえますか、非常に重要な課題だという風に思います。ただ、今回の場合ですと、漁業法の改正に伴って昔に比べて新規参入ということで、既存の漁業者以外の方が入ってくる余地というのがかなり拡大されたということについては、これはもう時代の流れということで仕方がないのかなという風に思います。一方で、京都府においてもこれまでの漁業者の方々、これらの方々が安心してこれまでどおり漁業ができるという体制をつくるということが非常に大事だという風に考えております。そのこの部分については京都府の水産行政につきましても根幹として残していきたいなという風に思います。その試金石という訳ではないんですけども、今回のくろまぐろのこの管理の仕方というものが一つ試されて出てきたのかなという風に考えておまして、これも新規参入の方から言わせれば、なんで新規で入ってきた人について枠がないんだということは非常に権利として言ってこられます。一方でその権利を認めつつも既存の漁業者の方の権利も当然ありますから、そちらの方をまずは優先するというのが府のスタンスという形になりますし、今回の配分、次の諮問にありますけれども、現状では京都府の漁業者の方の配分量は変えずにこれまでどおりやっていただくということは基本路線としてこれからも残していきたいと考えております。その分、新規の方については国に要望していきなり、制度を変えていただくなり、そういったものを粘り強く交渉していく必要があるかなと考えておりますので、現状の管理方法としてはこれがベストとは言いませんけれども、ベターと言いますか、そういった考えで提案をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

神田会長

ありがとうございました。他にどなたか。

八木委員

新しい人にやらせるなという気は毛頭ないですよ。ただ、京都府に割り当てられているトン数が、実績がなかったんで少ないと。少ない中でこうやって1トンでも2トンでもとい

うことが、非常にその頑張っている漁業者に悪いなということなんです。それと合わせて、今お話がありましたように、誰でも彼でもどこでもできるような体制というのが大きくなると、非常に地域の漁業が混乱するだろうということ。入らせないとかやらせないとか、このことが一つの大きな転機になって、何もかもごちゃごちゃになるという可能性が無きにしも非ずと。その辺りを十分、今後も京都府は線を引いて、こうだということで漁業者と、他の免許でもなんでも話をよく聞いてから対応をする。こういった石橋を叩くような対応をしてほしいなということを最後に要望しておきます。

戸嶋課長

ありがとうございます。今、八木委員が言われたようなこと、そのとおりだと思いますし、今回の漁業法改正によりまして、やはりそういった面が日本全国の漁業者の方々から意見として出てきたなという風に思います。それに対して国の方としても基本、沿岸漁業者の方の権利なりを守りながら新たな水産施策をとっていくんだというような姿勢という風にも聞いておりますので、京都府としても現状の漁業者の方々が、先ほど言いましたけれども安心して漁業ができるような体制をつくっていきたいという風に思っておりますので、今後、京都府の水産施策等々です、これまでと同様に皆さま方にもそういった施策の推進をしていききたいという風に考えておりますので、現状ではすぐに何か進めていくことはないんですけれども、少しその辺り見守っていただければなという風に思います。

神田会長

ありがとうございました。一応、いろんなご意見等々出尽くしたと思いますけども、最後に何か。

井谷局長

八木委員言われていること、尤もだと思いますし、京都府としても地元の漁業者を守っていくというのは第一義だと思っております。その中で制度としておかしいんじゃないかということも府からも国へここを直してくれということは言っていきますし、皆さまにおかれましても全漁調連や漁業系統団体を通じて歩調を合わせておかしいところは変えていってくれという風に言っていかなければいけないと思っておりますので、その辺りにつきましてはご協力をお願いいたします。

神田会長

ありがとうございました。この件に関しては全て問題なし

とは言えない。いろんな心配事があったことについて、京都府も前向きに、また制度的な問題については今後も引き続いて国の方に物申していくということでございますので、この諮問について、もう答申をするということによろしいでしょうか。少なくとも問題がないから諸手を挙げて「はい、賛成」とは言えないと思いますけど、時間的な問題もありますので、制度問題についてはすぐには解決できませんから、今言われたいろんな要望等も踏まえて、しっかりとこれは京都府が対応していただけるということですので。

嶋崎委員

しっかり議事録に残しておいてください。

神田会長

各委員から出されたいろんな要望等をしっかりと議事録に。当然この議論の中で出たことですから、議事録の中には皆さんのご発言、一字一句そのままかどうかはわかりませんが、趣旨はしっかりと載るはずですので。特にこれからは全部インターネットで公表しなくちゃいけないということもありますので、しっかりとこれは議事録に載せてもらうということで。それでは恐縮なんですがこの諮問について異議ないということで答申をさせていただくということによろしいでしょうか。

八木委員

異議はありますが、なしでお願いします。

神田会長

特に問題はないということで答申ということではなく、ただ異議ないということで、サラッとですね答申を。いろんな問題点は議事録に残って、今後、京都府の方で今日出た意見はしっかりと頑張ってやっていくということでございますので、異議ないということでよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。なかなかストーンと落ちないという風に思いますけど、今の制度の下で最大限やっぱりこうしてなんとか資源管理の中に入れてもらって、みんなで資源を管理していくんだということでご理解賜り、これを異議ない旨答申させていただくことにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それではこれに非常に時間がかかってしまったんですが、今日はたくさん議題がございます。次に第2号議案「特定

水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」です。今の第1号議案に関連したような問題なんですが、これについても諮問がきておりますので京都府の方から説明をお願いします。

井上課長補佐 (資料2-1に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。第2号議案というのは先ほどご議論いただいたくろまぐろの管理、漁獲可能量ですね、これを転記したような形で、特に太平洋の方が入っちゃったんでこういう形になっています。それと新たにするめいかというのが今回対象に、国の方からですね4月1日からということで、これも対象魚種になったものですから、これについては知事管理漁獲量というのは現行水準と、具体的な割当ではなくて、量的な問題もあってということですので。まあ、昔で言ったら若干量という形になるんでしょうけど。今まで獲っているものを上回らないようにというのが考え方でございます。これについて何かご意見なりご質問ございませんでしょうか。先ほどご議論いただいた分にするめいか加わっているだけということですが、特に何かございませんでしょうか。

八木委員 京都府の水揚げの中で、するめいかという言葉が使っているのかどうか、統計上。統計を見ていないので知りませんが、いか類ということで秋いかも冬いかも一緒じゃなかろうかと思いますが、それはどうです。

戸嶋課長 漁協の漁獲統計の中では別で、するめいかということで集計されています。

八木委員 そうだったらいいんです。そうしないと現行水準と言ってもするめいかは最近ずっと増えていますから。今年は特に多いですね。というようなことでいか類ということで一括りになっているならするめいかは全然見えないということになってくるんで、そうであればいいです。

神田会長 ありがとうございます。他何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

【発言者なし】

神田会長

特にないようでしたらこれも諮問ですので、特に問題ないということで、原案に異議ないということで答申をさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。それでは原案に異議がない旨を答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。  
それでは、続きまして第3号議案「知事許可漁業における制限措置等について」です。これについても諮問事項ですので京都府の方から説明をお願いします。

水谷技師

(資料3-1、参考資料3-1に基づき説明)

神田会長

ありがとうございます。はまちの底刺に絡んでの制限措置等についての諮問でございます。今、説明があったように申請期間それから制限措置、許可の有効期限とこの3点まとめて何かご質問ご意見ございましたら。

八木委員

物理的に12月31日、1月1日という日付はいいんですか、仕事の手前上。それから申請をする人も10月、11月中だということになりますよね。一番事務がスムーズにいくような日付でやっていただいた方がいいんじゃないんですか。

水谷技師

許可期間が始まる日に合わせて許可証を出さないといけないというわけではなく、許可証を出す日はこの1月1日よりも前のタイミング、例えば12月25日に1月1日からスタートする許可を出しますという対応が可能ですので、許可の期間が1月1日スタートでも事務処理上は特に問題はありません。

神田会長

別に1月1日に許可証を出すわけじゃなくて、前もって出すということですので。

八木委員

それならいいです。

神田会長

他何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

**【発言者なし】**

神田会長 特にご意見等もないようでございますので、この諮問につきましても異議ない旨を答申したいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

神田会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨を答申させていただきます。ありがとうございました、次に第4号議案「京都府個人情報保護条例施行規程の改正について」を事務局から説明させていただきます。

宮嶋次長 (資料4-1、4-2に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。極めて事務的な話だから判断いらないというような、国からの通知に従っているんな、こうして申請書にハンコを押さなくていいのかなというような感じはするんですけど、いらないということですので、全部取りますよという、そこだけなんですけど何かこれについて質問なりご意見ございましたら。

八木委員 ありません。

神田会長 極めて事務的な話ですのでこれについては特にご意見もないようでございますので、原案どおり改正するということについてよろしゅうございますでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

神田会長 ありがとうございます。それでは原案どおり改正するということで決議をさせていただきました。  
続きまして第5号議案「次期委員会への申し送り事項等について」です。これはいよいよ今日が最後なんで、次期の委員会への申し送り事項について、4年ごとにこういうことをずっとやってきていますので、この4年間何をやってきたかということの確認と、こういうことについては次期も是非、よろしくお願ひしたいということでございますので、4年前と同じような形で整理をさせていただきました。これについて事務局から説明願えますか。



宮嶋次長

(資料5-1、5-2に基づき説明)

神田会長

ありがとうございました。時間がない中ですが、一応、事務局がこういう形でまとめていただいております。特に申し送りについてあまり前期と変わってないんですが、これだけ難しい問題でもあるし、これは京都府だけじゃできないので、全国的な問題というのがほとんどなんです。この3つの申し送り事項になってますけど、どれでも結構でございますのでここはちょっと問題があるよとか、これはもういいんじゃないかということを含めて何かご意見等々いただけたらと思います。今日資料配ってから今の説明だけです。意見を求めるということは無理だと思うんですが、感覚的にちょっとここはというのがございましたら。特に申し送り事項について何かございませんでしょうか。

【発言者なし】

神田会長

特にご意見がないようでございますので、今回提起した3点について次期の委員会の方に引継をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本日の議案は全て終了しましたが、もう1つ報告事項として「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議」について事務局の方から報告をお願いします。

宮嶋次長

(報告資料1、2に基づき報告)

神田会長

ありがとうございました。只今の報告事項について何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。何故か知りませんが全国の要望の回答が非常に遅くなって、今、報告があったように何も目新しい前向きな回答というのは、私の個人的な感覚かもしれませんが少しも前向きじゃないなという感じがしております。このコロナ禍、いろいろ大変なんでしょうけど。それと来年はですね、日本海ブロック会議、京都が当番ということでございます。それから全漁調連の役員というのは今期は神田が京都海区ということでお世話になったんですが、日本海は5つのブロックに分かれていて、そのブロックから交互といたらおかしいんですけど、だいたい交互に選出しているということで、次は但馬が。京都と但馬というのが一つのブロックになっていますので、今期を京

都がやったので来期は但馬ということで、そういう順番と  
いったらおかしいんですけどそうなっていますのでご理解を  
賜りたいという風に思います。特に何かご質問ございません  
でしょうか。

【発言者なし】

神田会長

ありがとうございます。報告事項はこれで終了させていただ  
きたいと思います。一応、全ての議案それから報告事項が  
終わったんですが、事務局の方から何かありましたら。

井谷局長

そうしましたら私の方から、最後にこれで第21期の委員  
会終わりということで一言お礼申し上げたいと思います。委  
員の皆さま、来期も引き続きお世話になる皆さま、また、今  
期で勇退される皆さまおられると思いますけれども、本当に  
第21期の間、非常にお世話になったと思っております。特  
に今期につきましてはかつてないような大きなイベントで  
すね、漁業法の改正であったり漁業調整規則の全面改正、ま  
たそれに関連して本日も出ていましたけれども様々な新しい、  
今までになかったことをやらせていただき、諮問させて  
いただき、熱心なご議論をいただきました。その他にもコロ  
ナの問題も非常にありましたし、委員会開催にあたってはこ  
うやって衝立を立ててやってみたりリモートでの開催も試  
させていただきました。今までにない試みを非常にたくさん  
させていただいたにも関わらず、皆さまには熱心にご討議い  
ただき、またきちんと運営していただきまして非常に感謝し  
ております。事務局を代表してお礼申し上げたいと思います。  
本日はどうもありがとうございました。

神田会長

それではこれをもって終わりたいと思いますが、最後に私、  
今期をもって調整委員を終わりたいと思っております。本当  
にこの4年間、皆さま方の本当に真剣な、熱心なご討議の中  
で、京都海区のらしさということも出しながらいろんな諸課  
題に十分対応できたんじゃないかなという風に思っています。  
ただ、やっぱり私、非常に荒っぽいやり方等々です、  
皆さま方の十分なお意見も吸収できなかったのかなと。特に  
今回は漁業法の改正という、昭和24年の法律を70年ぶり  
に大改正ということもあってですね、私が水産に初めて入っ  
た時に、漁業法に触れた時に法律の第一条の目的、第一条と  
いうのは法の目的や趣旨が書いてあるんですが、そこに漁業

の民主化を図るということが書いてあったんで、なんという世界なんだろうなど、ずっと違和感を感じながら、民主化を図るというのが目的に、第一条に書いてあるわけですから、「うん？」と思いながら、それが大改正という形でいろんな形で皆さま方にご議論を賜ったと。そして京都らしさをその中に盛り込んでいくということで、調整規則の改正等々に皆さん本当にご尽力いただきました。本当にありがとうございます。また、これから残られる委員もたくさんいらっしゃいますので、申し送り事項もたくさんになってしまいましたけど、引き続いて京都の調整委員会ここにありということできっかりと頑張っていたきたいという風に思います。本当に4年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。これで本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【閉会 16時45分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和3年3月16日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

# 第 20 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 3 年 3 月 16 日 15:00～

京都府水産事務所 研修室

## 1 開会

## 2 議案

第 1 号議案 京都府資源管理方針の一部改正について（諮問）

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における  
知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 知事許可漁業における制限措置等について（諮問）

【第 3 号議案資料】

第 4 号議案 京都府個人情報保護法施行規程の改正について

【第 4 号議案資料】

第 5 号議案 次期委員会への申し送り事項等について

【第 5 号議案資料】

## 3 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

【報告事項資料】

## 4 その他

**第1号議案 京都府資源管理方針について（諮問）**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料 1-1 諮問文

資料 1-2 京都府資源管理方針新旧表

資料 1-3 京都府資源管理方針案



写

3 水 第 110 号  
令和 3 年 3 月 15 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府資源管理方針について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を同条第9項の規定により別紙のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

## 変更の理由及び内容

### 1 くろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理区分の変更及び知事管理区分の漁獲可能量の配分の基準を見直し

京都府の漁業者で太平洋でくろまぐろ承認漁業の操業を希望する者が現れたことにより、くろまぐろの知事管理区分である漁船漁業等（釣・延縄漁業）の水域を「日本海」と「その他海域」に分け、それぞれの水域で資源を管理することが必要となった。

それに伴い、知事管理区分における漁獲可能量の配分の基準を見直す必要があり、定置漁業も含め、別紙2のとおり資源管理方針の配分基準の見直しを行うこととする。

### 2 知事への漁獲量等の報告期限の変更（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群）

漁獲量等の知事への報告期限が、資源毎に定められているが、上記資源について、現行の水準以上に漁獲量を増加させないために、より速やかに漁獲量を把握する必要があることから、くろまぐろの報告期限と同様に「翌月の10日」とする（現行：翌月末日）。

### 3 資源管理期間の開始に伴い、するめいかを対象資源に追加

令和3年4月1日から、漁業法に基づくするめいかの資源管理期間が開始されることを受け、府内において同資源の管理を実施するため、するめいかの管理方針を追加する。なお、管理の内容については、さんま等と同様にする。



## 令和3年度管理期間に係るクロマグロ漁獲可能量 配分にかかる整理

農林水産大臣より配分されたクロマグロの漁獲可能量については、京都府資源管理方針に基づき、一定量を留保した上で、京都府沖の定置漁業及び漁船漁業に配分されている。

今回、京都府の漁船漁業者が太平洋におけるクロマグロ漁業の広域漁業調整委員会の承認を新たに受ける見込みとなったことから、漁船漁業の配分に「太平洋」の枠を設けるとともに、以下の考え方により配分を行う。

### ○これまでの府沖の漁船漁業への配分の考え方

#### 【大型魚】

漁獲・混獲の実態がないため、「混獲管理のための漁獲可能量」として0.1t（≒実質ゼロの考え方）を配分

#### 【小型魚】

漁獲・混獲の実態が一定あることから、当初配分量から留保枠（10%）を差し引いた量の5%を配分 ★

### ○太平洋での漁船漁業の配分の考え方

- 太平洋で操業する漁船漁業については、小型魚・大型魚ともに漁獲・混獲の実態が一定あることから、府沖の漁船漁業への小型魚の配分の考え方（★）を踏襲し、小型魚・大型魚に関わらず、当初配分量の5%相当を上限に配分する必要がある
- 一方、京都府への配分量については、過去の漁獲実績を踏まえて配分されてきたこと、府沖と太平洋での承認者数の偏りがあること等から、新たに設ける太平洋枠においては、上限を前述の5%相当とした上で、「実効性のある漁獲管理に必要な漁獲可能量（10尾程度を漁獲できる量）」を留保枠から配分する

区 分	大型魚（配分（告示量））		小型魚（配分（告示量））	
	現 状	R3 漁期	現 状	R3 漁期
留 保	10% (2.2t)	5% (1.1t)	10% (1.7t)	10% (1.6t)
定置漁業 (府沖)	90% (19.6t)	90% (19.6t)	85.5% (14.1t)	85.5% (14.1t)
漁船漁業 (府沖)	— (0.1t)	— (0.1t)	4.5% (0.7t)	4.5% (0.7t)
漁船漁業 (太平洋)	なし	5% (1.1t)	なし	— (0.1t)

<現状とR3漁期の配分（R3大臣配分量（大型21.9t、小型16.5t）で計算）>



京都府資源管理方針新旧対照表

現 行	変更案	備考
<p>京都府資源管理方針 第1～第8 【省 略】</p> <p>(別紙1)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 京都府定置漁業(第Ⅰ期間) 【省 略】</p> <p>2 京都府定置漁業(第Ⅱ期間) 【省 略】</p> <p>3 京都府漁船漁業等(第Ⅰ期間)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 漁獲可能期間 4月1日から同年11月末日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 【省 略】</p> <p>4 京都府漁船漁業等(第Ⅱ期間)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 漁船漁業等</p> <p>ウ 漁獲可能期間 12月1日から翌年3月末日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 【省 略】</p>	<p>京都府資源管理方針</p> <p>【同 左】</p> <p>【同 左】</p> <p>【同 左】</p> <p>3 京都府漁船漁業等(日本海)(第Ⅰ期間)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海</p> <p>イ 対象とする漁業 【同 左】</p> <p>ウ 漁獲可能期間 【同 左】</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 【同 左】</p> <p>4 京都府漁船漁業等(日本海)(第Ⅱ期間)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海</p> <p>イ 対象とする漁業 【同 左】</p> <p>ウ 漁獲可能期間 【同 左】</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 【同 左】</p> <p>5 京都府漁船漁業等(その他海域)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域</p> <p>イ 対象とする漁業 漁船漁業等</p> <p>ウ 漁獲可能期間</p>	<p>京都府漁船漁業等の水域を「日本海」、「その他海域」に分けたため。 操業水域を日本海に限定するため。</p> <p>京都府漁船漁業等の水域を「日本海」、「その他海域」に分けたため。 操業水域を日本海に限定するため。</p> <p>京都府漁船漁業等の水域を「日本海」、「その他海域」に分けたため。 その他海域の追加。</p>

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）し、残りの9割について、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）、京都府漁船漁業等（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）に95%、5%の比率で割当てて。さらに、漁獲可能期間別に、定置漁業では京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に10%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に90%、漁船漁業等では京都府漁船漁業等（第Ⅰ期間）に75%、京都府漁船漁業等（第Ⅱ期間）に25%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、同様に割当てることとする。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し知事管理区分別に配分する。

第4～第5 【省 略】

（別紙2）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業（第Ⅰ期間） 【省 略】

2 京都府定置漁業（第Ⅱ期間） 【省 略】

3 京都府漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）、京都府漁船漁業等（日本海 第Ⅰ期間及び日本海 第Ⅱ期間）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てて。さらに、これら配分量について漁獲可能期間別に、定置漁業では京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に10%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に90%、漁船漁業等では京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅰ期間）に75%、京都府漁船漁業等（日本海 第Ⅱ期間）に25%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

【同 左】

【同 左】

3 京都府漁船漁業等（日本海）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）

ウ 漁獲可能期間

【同 左】

京都府漁船漁業等の水域を「日本海」、「その他海域」に分けたため。

それに伴う配分基準の見直し。

定義されていなかったため

京都府漁船漁業等の水域を

(2) 漁獲量の管理の手法等

【省 略】

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。残りの9割について、京都府漁船漁業等に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）に割当てることとし、漁獲可能期間別に、京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に80%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に20%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、同様に割当てることとする。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し知事管理区分別に配分する。

第4～第5 【省 略】

(別紙3)

第1 特定水産資源  
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【省 略】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管

(2) 漁獲量の管理の手法等

【同 左】

4 京都府漁船漁業等（その他海域）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）し、0.5割を京都府漁船漁業等（その他海域）に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等（日本海）に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）に割当てることとし、漁獲可能期間別に、京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に80%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に20%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

【同 左】

(別紙3)

第1 特定水産資源  
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【同 左】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管

「日本海」、「日本海を除く海域」に分けたため。その他海域の追加。

京都府漁船漁業等の水域を「日本海」、「日本海を除く海域」に分けたため。それに伴う配分基準の見直し。

理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月末

第3～第5 【省 略】

(別紙4)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【省 略】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月末

第3～第5 【省 略】

(別紙5)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【省 略】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月末

第3～第5 【省 略】

理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

【同 左】

(別紙4)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【同 左】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

【同 左】

(別紙5)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

【同 左】

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

【同 左】

(別紙6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕

漁獲量等の報告期限の変更。

同 上

同 上

する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府するめいか漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：日）
するめいか	289日※

※：府内漁業経営体（636経営体）の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

特定水産資源 するめいかの追加。

令和3年4月1日から資源管理期間が開始。





## 京都府資源管理方針

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

## 1 漁業の状況

本府の水産業は、平成30年の生産量で1.1万トン、生産額は39億円にのぼる。また、漁業就業者数は、約900人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本府の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

## 2 本府の責務

本府は、法第6条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本府の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

# 第6 その他資源管理に関する重要事項

## 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上

で、着実に実行していくものとする。

### 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

### 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び京都府資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 京都府資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙のとおり、それぞれ定めるものとする。



(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業(第I期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

2 京都府定置漁業(第II期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(日本海)(第I期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

4 京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅱ期間）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

5 京都府漁船漁業等（その他海域）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）、京都府漁船漁業等（日本海 第Ⅰ期間及び日本海 第Ⅱ期間）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てする。さらに、これら配分量について漁獲可能期間別に、定置漁業では京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に10%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に90%、漁船漁業等では京都府漁船漁業等（日本海）

(第Ⅰ期間)に75%、京都府漁船漁業等(日本海)(第Ⅱ期間)に25%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。





(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐる(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業(第I期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府定置漁業(第II期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐる(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の

報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

#### 4 京都府漁船漁業等（その他海域）

##### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

##### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）し、0.5割を京都府漁船漁業等（その他海域）に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等（日本海）に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）に割当てることとし、漁獲可能期間別に、京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に80%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に20%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源  
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府さんま漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
さんま漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙4)

第1 特定水産資源  
まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まあじ漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まあじ漁業	289日※

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙5)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まいわし漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まいわし漁業	289日※

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし





(別紙6)

第1 特定水産資源  
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府するめいか漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
するめいか漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文

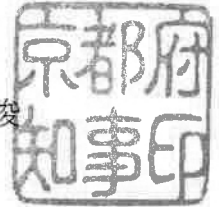


写

3 水 第 1 1 0 号  
令和 3 年 3 月 15 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可  
能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいかに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。

京都府告示第●号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する

令和3年●月●日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置網漁業	14.1
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	1.4
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	12.7
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.7
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0.5
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	0.2
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1
	留 保	1.6
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置網漁業	19.6
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	15.7
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	3.9
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.1
	留 保	1.1
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

**第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について（諮問）**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

**資料3-1 はまち底刺網漁業の制限措置等について（諮問）**

**参考資料3-1 参考資料**







3 水事第 1 4 9 号  
令和 3 年 3 月 15 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊



はまち底刺網漁業の制限措置等について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 3 年 6 月 7 日から令和 3 年 7 月 7 日まで

（理由）許可期間の満了（令和 3 年 8 月 6 日）を迎える者（4 名）がいるため

制限措置：別紙のとおり（許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は 7 名、それ以外は取扱方針のとおり）

（理由）許可期間の満了を迎える者（4 名）とあわせて、取扱方針で定める許可上限までの差（3 名）の新規許可を受け付けるため。

許可の有効期間：令和 3 年 8 月 7 日から令和 7 年 12 月 31 日まで（約 4 年 5 ヶ月）

（理由）各年 11 月を申請すべき期間として設定するため、許可の満了日を 12 月 31 日に統一する。

担当	漁政課漁業漁船係 水谷
TEL	0772-22-4438

# 別紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
はまち底刺網漁業	7名	京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町万豊鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 京丹後市丹後町城ヶ鼻(通称)と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線	周年	京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者
		京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線		京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者
		京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域) ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県の境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線		京丹後市久美浜町に住所を有する者

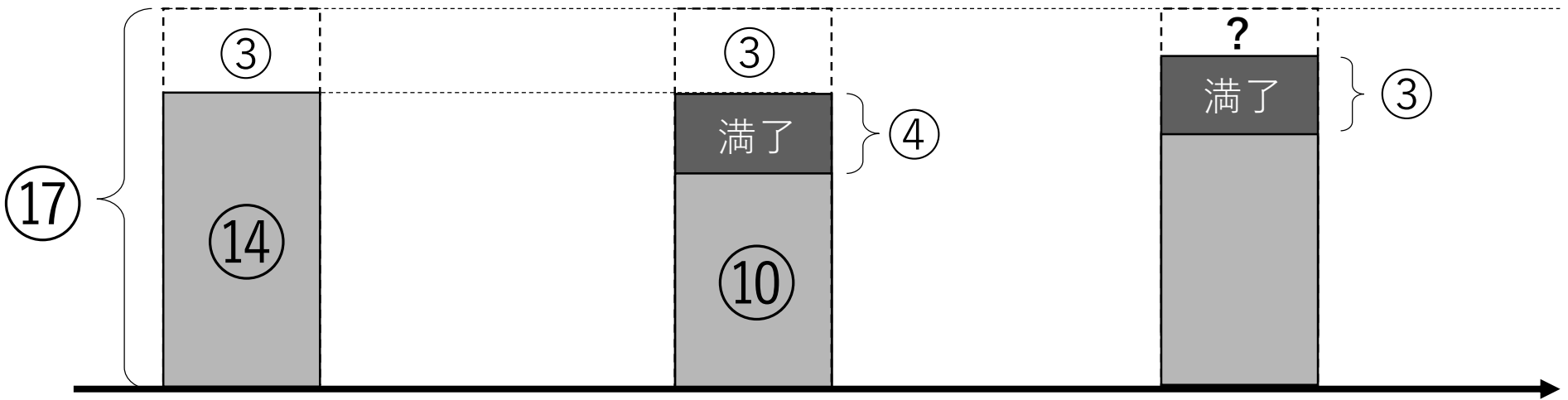
漁業許可名簿(はまち底刺網漁業)

	許可期間		申請期間	許可期間
	開始	終了		
許可 1	平成30年8月7日	令和3年8月6日	R3. 6. 7~R3. 7. 7	R3. 8. 7 ~ R7. 12. 31
許可 2	平成30年8月7日	令和3年8月6日		R3. 8. 7 ~ R7. 12. 31
許可 3	平成30年8月8日	令和3年8月6日		R3. 8. 7 ~ R7. 12. 31
許可 4	平成30年8月7日	令和3年8月6日		R3. 8. 7 ~ R7. 12. 31
許可 5	平成31年3月4日	令和4年3月3日	R4. 1. 4~R4. 2. 4	R4. 3. 4 ~ R8. 12. 31
許可 6	平成31年3月5日	令和4年3月4日		R4. 3. 5 ~ R8. 12. 31
許可 7	令和1年5月18日	令和4年5月17日		R4. 5. 18 ~ R8. 12. 31
許可 8	令和1年12月6日	令和4年12月5日	R4. 10. 6~R4. 11. 6	R4. 12. 6 ~ R8. 12. 31
許可 9	令和2年2月17日	令和5年2月16日		R5. 2. 17 ~ R9. 12. 31
許可 1 0	令和2年2月17日	令和5年2月16日		R5. 2. 17 ~ R9. 12. 31
許可 1 1	令和2年2月17日	令和5年2月16日		R5. 2. 17 ~ R9. 12. 31
許可 1 2	令和2年12月15日	令和5年12月14日	R5. 10. 15~R5. 11. 15	R5. 12. 15 ~ R9. 12. 31
許可 1 3	令和2年12月15日	令和5年12月14日		R5. 2. 17 ~ R9. 12. 31
許可 1 4	令和3年3月4日	令和6年3月3日		R6. 3. 4 ~ R10. 12. 31



次回以降の漁業調整委員会に諮問予定。

# はまち底刺網漁業許可申請について



## 現在の状況

許可数の上限：17  
 有効な許可数：14  
 差：3

## 次の申請期間 (R3.6.7~R3.7.7)

許可数の上限：17  
 有効な許可数：10  
 許可枠：7  
 (差3 + 許可が満了する4名)

## 次の次の申請期間 (R4.1.4~R3.2.4)

許可数の上限：17  
 有効な許可数：？  
 許可枠：？  
 差 (前回許可した者で変動) + 許可が満了する3名

満了する方だけでなく、  
 網野、浜詰、湊の新規希望が申請可能

※更新申請者が優先されるように、順位付けを実施する

**第 4 号議案 京都府個人情報保護条例施行規程の  
一部改正について**

**【理由】**

府民サービスの向上という観点から、京都府個人情報保護条例施行規則の一部改正が実施されます。改正内容は請求書等での押印の省略であり、当委員会から告示している京都府個人情報保護条例施行規程についても同様の改正を行うものです。

**【添付資料】**

**資料 4-1 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正の告示案**

**資料 4-2 改正する様式 2、11、20 及び 28**



京都海区漁業調整委員会告示第 1 号

京都府個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 神田 潔

京都府個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

京都府個人情報保護条例施行規程（平成 8 年京都海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式、別記第 11 号様式及び別記第 20 号様式中「㊟」を削り、「提出」を「提出し、」に改める。

別記第 28 号様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。





第2号様式(第2条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長

様

本人 郵便番号  
 住 所  
 ふりがな  
 氏 名  
 生年月日  
 連絡先 所在地、電話番号  
 [住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。]

代理人 郵便番号  
 住 所  
 ふりがな  
 氏 名  
 生年月日  
 連絡先 所在地、電話番号  
 [住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。]



削除

京都府個人情報保護条例第12条の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示を請求します。

1 代理人の別 (該当するものを一つ○で囲んでください。)	(1) 法定代理人      (2) 任意代理人
2 開示請求に係る個人情報の内容	
3 求めようとする開示の方法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 閲覧   (2) 写しの交付   (3) 写しの郵送
4 事案の移送の可否 (事案の移送の可否を○で囲んでください。)	(1) 可      (2) 否

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出し、又は提示してください。

- 3 4の欄の「事案の移送」とは、開示請求に係る個人情報がおの他の実施機関から提供されたものであるときなど他の実施機関において開示決定等をするに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、個人情報開示請求書を移送することをいいます。

※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他( )	
※ 該当公文書等	公文書の件名等	
	担当課等	
※ 受付	場 所	
	年 月 日	
※ 備考		

備考 ※印欄は、記入しないでください。

個人情報訂正請求書

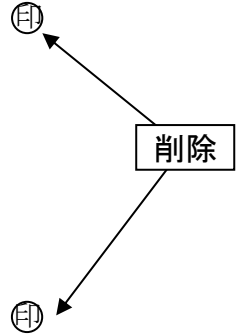
年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長

様

本人 郵便番号  
住 所  
<ふりがな>  
氏 名  
生年月日  
連絡先 所在地、電話番号  
〔住所と同じ場合は電話番号  
のみ記入してください。〕

代理人 郵便番号  
住 所  
<ふりがな>  
氏 名  
生年月日  
連絡先 所在地、電話番号  
〔住所と同じ場合は電話番号  
のみ記入してください。〕



京都府個人情報保護条例第19条の規定により、次のとおり自己の個人情報の訂正を請求します。

1 代理人の別 (該当するものを一つ〇で囲んでください。)	(1) 法定代理人      (2) 任意代理人	
2 訂正を求める箇所		
3 訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
4 事案の移送の可否 (事案の移送の可否を〇で囲んでください。)	(1) 可      (2) 否	

- 注 1 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証するものを提出又は提示してください。
- 2 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人による請求の場合には、2の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出し、又は提示してください。
- 4 4の欄の「事案の移送」とは、訂正請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるときなど他の実施機関において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、個人情報訂正請求書を移送することをいいます。

※ 事実に合致することを証する書類	(1) 添付 (2) 提示  [ 提示した書類の種類 ]
※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他( )
※ 該当公文書等	公文書の件名等
	担当課等
※ 受付	場所
	年 月 日
※ 備考	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

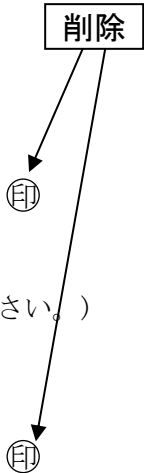
個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長 様

本人 郵便番号  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
生年月日  
連絡先 所在地、電話番号  
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)

代理人 郵便番号  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
生年月日  
連絡先 所在地、電話番号  
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)



京都府個人情報保護条例第22条の規定により、次のとおり自己の個人情報の利用停止を請求します。

1 代理人の別 (該当するものを一つ○で囲んでください。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人
2 利用停止請求に係る個人情報の内容	
3 求める利用停止の内容 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
4 求める利用停止の理由	

注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。  
2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出し、又は提示してください。

※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( )
	代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( )
※ 該当公文書等	本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他( )
	公文書の件名等
※ 受 付	担 当 課 等
	場 所
※ 備 考	年 月 日

備考 ※印欄は、記入しないでください。

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長

様

本人 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

連絡先 所在地、電話番号

〔住所と同じ場合は、電話番号のみ記入してください。〕

代理人 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

連絡先 所在地、電話番号

〔住所と同じ場合は、電話番号のみ記入してください。〕

印

印

削除

京都府個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

<p>1 代理人の別 (該当するものを一つ○で囲んでください。)</p>	<p>(1) 法定代理人      (2) 任意代理人</p>
<p>2 是正を求める個人情報の取扱い</p>	
<p>3 是正の内容</p>	

注 1 申出の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

2 代理人による申出の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出し、又は提示してください。

※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( ) 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他( )	
※ 担当課等		
※ 受付	場 所	
	年 月 日	
※ 備考		

備考 ※印欄は、記入しないでください。

**第 5 号議案 次期委員会への申し送り事項等について**

**【理由】**

第 20 期委員会からの申し送り事項をふまえ、第 21 期委員会の実績について御確認いただきますとともに、第 22 期委員会への申し送り事項について御審議いただきます。

**【添付資料】**

**資料 5-1 前期委員会からの引き継ぎ事項、今期委員会での取り組み内容及び次期委員会への申し送り事項**

**資料 5-2 第 21 期京都海区漁業調整委員会活動記録**





第 20 期京都海区漁業調整委員会からの引き継ぎ事項、  
第 21 期委員会の取り組み内容及び  
第 22 期委員会への申し送り事項

[引継ぎ事項]

- 1 漁業と遊漁の調整について
- 2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
- 3 京都海区漁業調整委員会指示について

## 1 漁業と遊漁の調整について

[第 20 期委員会からの引き継ぎ事項の内容]

- (1) 漁業と遊漁との調整については、漁業者、遊漁船業者、プレジャーボート団体が締結している「京都府漁場利用協定」の周知に努めてきたことで、漁場の秩序が保たれるようになったが、協定締結団体以外の遊漁船業者や遊漁者等、協定を十分に理解していない方が府内外に存在し、それが原因となって発生するトラブルが懸念される。協定締結団体以外の遊漁関係者への同協定の周知、啓発に対し、支援することを申し送る。

また、同協定の有効期限が平成 29 年 1 月 31 日で満了となるが、漁業者、遊漁船業者及び遊漁者が共存でき、トラブルの生じないような協定が締結されるよう指導、支援することを申し送る。

- (2) 漁業者の安全操業の確保のため、沿岸海域における「ミニボートの航行範囲の限定と夜間航行の禁止」及び「小型船舶の保管場所の登録要件化と検認制度の整備等」の実現を目指し、引き続き関係機関と連携して国への要望活動等に取り組むよう申し送る。

[第 21 期委員会での取り組み内容]

- (1) 対象漁場を利用する全ての遊漁者に対し、「京都府漁場利用協定」を周知する活動等への支援を行った。

また、平成 29 年 1 月 31 日における「京都府漁場利用協定」更新時には、協定の内容が漁業者、遊漁船業者及び遊漁者が共存できるものとなるように、指導・支援を行った。

- (2) 令和元年度からは、ミニボートに対する要望に集中することとし、「ミニボートの航行範囲の限定と夜間航行の禁止」及び「ミニボートユーザーへの安全講習の義務付け」の 2 点について、全国海区漁業調整委員会連合会と連携して要望を行った。

[第 22 期委員会への申し送り事項]

- (1) 京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体による「京都府漁場利用協定」は現在失効中であるが、協定の再締結に向けた調整が進行中である。迅速に協定が再締結されるよう、またその内容が漁業者、遊漁船業者及び遊漁者の共存を可能とし、トラブルを防止するようなものとなるよう指導・支援すると共に、協定締結後には、締結団体以外の遊漁関係者への本協定の周知・啓発に対し、支援することを申し送る。

- (2) 漁業者の安全操業の確保のため、沿岸海域における「ミニボートの航行範囲の限定と夜間航行の禁止」及び「小型船舶の保管場所の登録要件化と検認制度の整備等」の実現を目指し、引き続き関係機関と連携して国への要望活動等に取り組むよう申し送る。

## 2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

[第 20 期委員会からの引き継ぎ事項の内容]

(1) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」が、中部日本海まき網漁業協議会との話し合いを継続することにより、十分ではないが一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項の徹底が図られるような方策を検討されるよう申し送る。

(2) 指定漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

[第 21 期委員会での取り組み内容]

- (1) 「大中小型まき網漁業との調整を考える会」による中部日本海まき網漁業協議会船主部会に対する要望活動において、要望内容の協議の際には適切な指導を行うとともに、会長及び事務局が船主部会に出席して直接要望を行う等の支援を行っている。
- (2) 「両者の話し合いの場の設定」、「船舶位置監視システムの全船設置義務化」及び「大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」については、京都府及び全国海区漁業調整委員会連合会と連携して提案・要望を行っている。

[第 22 期委員会への申し送り事項]

- (1) 「大中小型まき網漁業との調整を考える会」が、中部日本海まき網漁業協議会との話し合いを継続することにより、十分ではないが一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項の徹底が図られるような方策を検討されるよう申し送る。
- (2) 指定漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中小型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

### 3 京都海区漁業調整委員会指示について

[第 20 期委員会からの引き継ぎ事項の内容]

- (1) 昨年 11 月に発動した「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の委員会指示の実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。
  
- (2) 現在の「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示は、火光機器の種類に関わらず、画一的に 3kW 以下の電球個数で火光の強さを制限しており、今後省電力型の火光機器を使用する漁船、遊漁船等が増加した場合、火光の強化に十分対応できず、過剰な光力による操業秩序の混乱、適正な水産資源の管理に支障を来す恐れがある。火光機器の使用実態を考慮して光力を有効に制限できるよう検討することを申し送る。

[第 21 期委員会での取り組み内容]

- (1) 京都海区漁業調整委員会ウェブページに京都海区漁業調整委員会指示を掲載し、広くその内容の周知を図った。また、遊漁船業者等安全講習会において、同指示についての説明を行い、遊漁船業者への重点的な周知を行った。

なお、令和 2 年度に「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」についての新しい委員会指示の発動を議決した。

- (2) 火光機器の光力、その使用状況及び沿岸の漁獲状況の推移について検討を行い、現状では火光機器別の光力の統一化を図ることが困難であること、操業秩序や沿岸水産資源の水準に著しい問題が生じていないことを確認した。

[第 22 期委員会への申し送り事項]

- (1) 令和 3 年 3 月 31 日に発動する「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

- (2) 「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球（電力 3kW/個以下）の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②LED 等の省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、将来的にこれらの課題を解消する手法について検討することを申し送る。



# 第 21 期京都海区漁業調整委員会活動記録

令和 3 年 3 月

京都海区漁業調整委員会

## 第 21 期京都海区漁業調整委員会委員名簿

役職名	区分	氏名	期間
会長	学識経験	神田 潔	H28.9.8～R3.3.31
委員	学識経験	池田 香代子	H28.9.8～R3.3.31
委員	学識経験	益田 玲爾	H28.9.8～R3.3.31
委員	公益代表	吉本 秀樹	H28.9.8～R3.3.31
副会長	公選	佐々木 新一郎	H28.8.12～R3.3.31
委員	公選	八木 一弘	H28.8.12～R3.3.31
委員	公選	岡田 政義	H28.8.12～R3.3.31
委員	公選	嶋崎 豊	H28.8.12～R3.3.31
委員	公選	川崎 芳彦	H28.8.12～R3.3.31
委員	公選	狩野 安德	H30.3.15～R3.3.31
委員	公選	神田 正一	H28.8.12～H30.1.31

- 日本海・九州西広域漁業調整委員会
  - ・平成 28 年 8 月まで西川委員が就任
  - ・平成 28 年 10 月から岡田委員が就任
  
- 大中型まき網漁業との調整を考える会
  - ・神田会長が第 19 期より同会の座長を担う
  
- 全国海区漁業調整委員会連合会
  - ・神田会長が平成 29 年 5 月から全漁調連理事に就任

## 第 21 期京都海区漁業調整委員会の活動記録

### 1 委員会としての活動

#### (1) 委員会の開催

回	年月日	審議事項	報告事項
1	H28.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選出について</li> <li>○広域漁業調整委員会委員の選出について</li> <li>○H28 全漁調連日本海 B 会議への提出議題について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大中型まき網漁業との調整を考える会」の取組について</li> <li>○京都府漁場利用協定の改定、更新について</li> </ul>
2	H29.3.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都海区漁業調整委員会指示について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定漁業の許可等の一斉更新について</li> <li>○京都府内のクロマグロ小型魚の漁獲状況について</li> <li>○京都府漁場利用協定の締結について</li> </ul>
3	H29.8.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員選出について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○くろまぐろの第 3 管理期間の取組について</li> <li>○H28 漁業権行使状況調査の結果について</li> <li>○漁業権免許の一斉更新について</li> </ul>
4	H29.9.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H29 全漁調連日本海 B 会議への提出議題について</li> <li>○第 14 次漁場計画策定のための基本的な考え方（案）について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○くろまぐろの資源管理について</li> </ul>

回	年月日	審議事項	報告事項
5	H30.3.2	○京都海区漁業調整委員会指示について	○第 14 次漁場計画に係る基本的な考え方及び要望概要について ○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について ○くろまぐろの資源管理について
6	H30.5.30	○第 14 次漁場計画（素案）について ○京都府海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について（諮問）	○平成 30 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について ○遊漁船業登録の一斉更新について
7	H30.9.5	○第 14 次漁場計画に係る定置漁業権及び区画漁業権の設定について（諮問） ○公聴会の開催について	○京都府地方機関処務規程の一部改正について ○平成 29 年漁業権行使状況調査の結果について ○水産政策の改革について
8	H30.9.11	○第 14 次漁場計画に係る定置漁業権及び区画漁業権の設定について（諮問） ○H30 全漁調連日本海 B 会議への提出議題について	
9	H30.10.16	○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について（諮問）	○「浜の活力再生プラン」について
10	H30.12.13	○第 14 次漁場計画に係る漁業権の免許について（諮	○全漁調連日本海 B 会議の結果について

回	年月日	審議事項	報告事項
		問)	○京都府海面における漁業の許可又は起業の許可等に関する審査基準(案)について
11	H31.3.11	○海洋生物資源の保存と管理に関する京都府くろまぐろ計画の変更について(諮問)	○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について ○改正漁業法について
12	R1.7.18	○改正漁業法(漁業法等の一部を改正する法律)について	○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について ○定置漁業権に係る要望について ○R1 全漁調連通常総会結果について
13	R1.8.30	○R1 全漁調連日本海 B 会議への提出議題について ○定置漁業権に係る要望の取扱について ○京都府漁業調整規則の改正について	○平成 30 年漁業権行使状況調査結果について
14	R2.1.9	○漁業法改正に伴う京都府漁業調整規則の改正の検討状況について ○京都府情報公開条例施行規程及び京都府個人情報保護条例施行規程の一部改正について	○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について ○地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る条例の制定について

回	年月日	審議事項	報告事項
15	R2.9.8	○京都府漁業調整規則の改正について（諮問）	○京都府資源管理方針の作成について ○京都府海洋生物の保存と管理に関する計画一部変更について ○R2 全漁調連通常総の結果について
16	R2.10.22	○京都海区漁業調整委員会指示について ○知事許可漁業における制限措置等について ○京都府資源管理方針案について	
17	R2.11.18	○京都府資源管理方針について（諮問） ○知事許可漁業における制限措置について（諮問） ○京都海区漁業調整委員会諸規定の一部改正について	○京都海区漁業調整委員会に関する条例改正について
18	R2.12.10	○特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） ○知事許可漁業における許可の基準等について（諮問） ○全漁調連日本海ブロックへの要望課題について ○京都海区漁業調整委員会指	

回	年月日	審議事項	報告事項
		示について	
19	R3.2.9	○京都海区漁業調整委員会指 示について ○京都海区漁業調整委員会規 程の一部改正について ○知事許可漁業における新規 許可の申請期間について (諮問)	
20	R3.3.16	○京都府資源管理方針の一部 改正について (諮問) ○特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管 理漁獲可能量について (諮 問) ○知事許可漁業における制限 措置等について (諮問) ○京都府個人情報保護法施行 規程の改正について ○次期委員会への申し送り事 項等について	○R2 全漁調連日本海プロ ック会議

(2) 諮問に対する答申

委員会	諮問内容	答申内容
第 6 回	京都府海洋生物資源の保存及び管理 に関する計画について	提示された計画案に異議が ない旨を答申
第 7 回	第 14 次漁場計画に係る定置漁業権	公聴会の開催を決議
第 8 回	及び区画漁業権の設定について	公聴会の結果から、原案に 異議がない旨を答申

第 9 回	京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の変更について	原案に異議がない旨を答申
第 10 回	第 14 次漁場計画に係る漁業権の免許について	定置及び区画漁業権それぞれの申請人に適格性がある旨を答申
第 11 回	海洋生物資源の保存と管理に関する京都府くろまぐろ計画の変更について	原案に異議がない旨を答申
第 15 回	京都府漁業調整規則の改正について	原案に異議がない旨を答申
第 17 回	京都府資源管理方針について（諮問）	原案に異議がない旨を答申
第 17 回	知事許可漁業における制限措置について	原案に異議がない旨を答申
第 18 回	特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について	原案に異議がない旨を答申
第 18 回	知事許可漁業における許可の基準等について	原案に異議がない旨を答申
第 19 回	知事許可漁業における新規許可の申請期間について	原案に異議がない旨を答申
第 20 回	京都府資源管理方針の一部改正について	
第 20 回	特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について	
第 20 回	知事許可漁業における制限措置等について	



(3) 委員会指示の発動

委員会	委員会指示の内容
第 5 回	火光利用釣漁法の制限（委員会指示第 65 号）
第 5 回	油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限（委員会指示第 66 号）
第 16 回	火光利用釣漁法の制限（委員会指示第 67 号）
第 19 回	油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限（委員会指示第 68 号）

(4) 委員協議会の開催

回	年月日	内容
1	R2.3.26	○京都府における許可漁業の現状について ○京都府漁業調整規則の改正に係る検討状況 ○定置網でのクロマグロ漁獲抑制の取組（話題提供）
2	R3.7.7	○京都海区漁業調整委員会の委員の選任規程の策定 ○京都府漁業調整規則の改正 ○資源管理制度の変更
3	R3.8.6	○京都海区漁業調整委員会の委員の選任要領の策定 ○京都府漁業調整規則の改正

(5) 公聴会の開催

年月日	事項
H30.9.11	○第 14 次漁場計画に係る定置漁業権及び区画漁業権の設定について

## 2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

会議名等	年月日
全国海区漁業調整委員会連合会通常総会 ※神田会長が理事として出席	H29.5.29、H30.5.18、 R1.5.24、
全国海区漁業調整委員会連合会理事会 ※神田会長が理事として出席	<u>H29.6.19</u> 、H30.3.5、H30.5.17、 <u>H30.6.25</u> 、R1.5.24、 <u>R1.7.4</u> 、 <u>R2.6.18</u> （書面） ※下線は要望活動
全漁調連日本海ブロック会議 ※神田会長が出席	H28.10.25-26、H29.10.3-4、 H30.10.31-11.1、R1.10-1-2 R2年度は書面開催
水産政策説明会 ※神田会長が出席	H30.8.23

## 3 広域漁業調整委員会

会議名等	年月日
日本海・九州西広域漁業調整委員会 日本海西部会 ※岡田委員が出席	H28.11.15、H29.11.27、 H30.11.13、R1.11.29、 <u>R2.12.8</u>
日本海・九州西広域漁業調整委員会 ※岡田委員が出席	H28.11.16、H29.2.15、 H29.11.28、H30.3.19、 H30.11.14、H31.3.13、 R1.11.29、 <u>R2.5.21</u> 、 <u>R2.12.9</u> 、 <u>R3.3.18</u>

※下線部の日はWEBによる開催

#### 4 漁業調整の活動に対する支援

##### (1) 大中型まき網漁業との調整について

会議名等	年月日
大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会 ※神田会長が座長として出席	H29.6.9、H29.12.15、 H30.3.11、R1.6.5、R2.8.11
中部日本海まき網漁業協議会船主部会 ※神田会長が幹事会座長として出席	H29.6.13、H30.6.14、R1.6.12、 R2.8.13（書面での申し入れ）
まき網漁船と延縄漁船との事故(R1.8.31) 関連 ・考える会から安全操業の徹底の申し入れ ・まき網漁業者からの報告会(神田会長出席)	R1.9.4 R1.9.30
大中型まき網漁業漁船の大型化に係る水産庁との協議 ※神田会長、八木委員出席	R2.5.22、R2.6.18

##### (2) 漁業と遊漁との調整について

会議名等	年月日
京都府漁場利用協定締結団体代表者会議 ※神田会長が立会人として出席	H29.1.27（協定締結）
京都府漁場利用協定地区協議会 ※神田会長が立会人として出席	H31.3.29、R1.11.19、 R2.1.17

報告事項 全国海区漁業調整委員会日本海ブロック会議

**【概要】**

書面開催となりました R2 年度の日本海ブロック会議の概要について報告します。

**【添付資料】**

報告資料 1 R2 全漁調連日本海ブロック会議について

報告資料 2 R2 年度要望課題への回答について



## R2 全漁調連日本海ブロック会議について

- 1 本年度は書面開催（幹事県：福井県）
- 2 R2 年度要望課題への回答について（報告資料 2）
- 3 全漁調連への要望事項案  
京都海区からの要望課題は全て全漁調連への提出案となった。
- 4 次期全漁調連役員について
  - 理 事 青森県西部海区漁業調整委員会会長
  - 理 事 富山海区漁業調整委員会会長
  - 理 事 福井海区漁業調整委員会会長
  - 理 事 但馬海区漁業調整委員会会長
  - 理 事 鳥取海区漁業調整委員会会長
- 5 次期開催地について
  - ◎令和 3 年度は、「京都海区」が担当



## 令和2年度の要望に対する各省庁からの回答

要望議題：沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

(当海区の要望事項)

- 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、現在のまき網漁業漁船の設備、漁労技術等が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、一度見直しを行うこと。
- 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図ること。
- 3 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的を開催すること。

2 回答

(当海区の要望に係る箇所を抜粋)

**1 【水産庁】**

水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。

また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。

なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方向的に制限するような規制を行うことは困難であるが、要望等があれば沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。

**2 【水産庁】**

大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。



火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。

「VMSの航跡情報の運用」がVMS情報の公表であるならば、この情報には各漁船の操業位置等の機微な内容を含むことから、平成24年の一斉更新において、水産庁における指導・取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯を踏まえれば、関連情報を開示することは困難である。

### 3 【水産庁】

水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。

水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。

## 要望議題：クロマグロの資源管理について

(当海区の要望事項)

- 1 定置網での操業に支障を来さない効果的な管理手法を早急に確立するとともに、実施に当たって必要な支援措置を講じること。
- 2 資源管理の取組により、漁業者が休漁による減収が強いられる場合には、十分な支援措置等を講じること。
- 3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れ、各地のクロマグロ入網状況をリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 2 回答

(当海区の要望に係る箇所を抜粋)

### 1 【水産庁】

2020年漁期(第6管理期間)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2018年の4か年の最大漁獲実績まで、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。

また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。

特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網において、クロマグロを再放流するための技術開発が重要と認識しており、平成27年度から、魚種ごとの行動特性の調査や、混獲に関する技術開発に取り組んでいる。

開発された放流技術や得られた知見については、広く情報提供していくとともに、今後、地域の定置網の特性に応じた再放流技術の開発を更に進めてまいりたい。

また、平成29年度補正予算において、定置網へのクロマグロの入り具合を適時把握する定置網用魚探や水中カメラ等の導入支援も措置し、さらに平成30年度補正予算において、より利用しやすくなるよう工夫を行ったところである。

さらに、全国各地の浜では、タモ網による放流、側網を沈めることによる

放流、魚探でクロマグロの反応があった場合の操業自粛等の様々な取り組みが行われており、それらの事例についても広く情報提供してまいりたい。

我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。

## 2 【水産庁】

平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成 30 年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大したほか、利用しやすくなるよう工夫を行ったところである。さらに、平成 31 年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。

漁業収入安定対策事業においては、共済への実質加入と資源管理計画の策定を要件に、減収に対する補填を行っている。また、強度資源管理タイプ資源管理計画が策定されていれば、通常より払戻判定金額が上がるなどの優遇が受けられることとなっており、積極的に利用して頂きたい。

なお、太平洋クロマグロの大幅削減措置に取り組む定置網及び 10 トン未満漁船漁業に関し、払戻判定金額が前回契約の水準から下がらないようにする「下げ止め」を平成 30 年 1 月 1 日より措置しており、その後、平成 30 年 6 月 11 日付で、漁船漁業の対象を 20 トン未満漁船漁業まで広げたところ。今後とも地域経済への影響が生じないよう対策を進めてまいりたい。

## 3 【水産庁】

漁獲報告については、漁協や産地市場から産地市場情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。

なお、これらのうち産地市場情報の収集については、2023 年度までに主要な産地市場・漁協を中心に 400 箇所以上を目途に情報収集体制を構築することを目指しており、具体的な対象については現在、都道府県と協議を進めているところ。

## 要望議題：ミニボートの安全対策について

(当海区の要望事項)

- 1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。
- 2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。

## 2 回答

(当海区の要望に係る箇所を抜粋)

### 【水産庁】

船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。

水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。

なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

今 後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。

### 【国土交通省海事局】

ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、本来安全な水域のみ

を航行する船舶であるため船舶検査の対象とする必要性は低いと考える。

また、登録制度については、小型船舶の登録等に関する法律制定時において、財産価値が低いうえ、航行や係留による社会的影響が小さく行政情報として把握する必要性も乏しいことから、制度の適用除外としたところであり、その状況は現在も変わっていないと認識している。

海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くよう、作成したマニュアルの活用や業界団体と連携した**安全啓蒙活動に取り組んで参りたい**。

国内の製造事業者では、新艇販売時にミニボート安全ハンドブックを同封しており、一部のメーカーではあるが、自社製品購入者向けに安全講習会の実施などに取組んでいる。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネット等による個人売買を全て把握することは困難であることから、マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画を国土交通省のHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知している。また、業界団体と協力してミニボートユーザーが多く集まるミニボートフェスティバル等のイベントにおいて安全講習会を開催するなど、全てのミニボートユーザー向けに安全啓蒙を実施しているところである。引続き、関係団体と連携して安全啓蒙活動に取り組んで参りたい。